

特定（産業別）最低賃金

特定(産業別) 最低賃金の件名	適用する使用者の範囲	発効日	特定最低賃金額	適用除外労働者 この欄に掲げる労働者は、山形県最低賃金が適用になります。
ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	R7.12.23	1時間 58円up 1,070 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
		R6.12.25	【現行時間額】 1時間 1,012 円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者		R7.12.23	1時間 59円up 1,055 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務
		R6.12.25	【現行時間額】 1時間 996 円	
自動車・同附属品製造業	自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者	R7.12.23	1時間 58円up 1,070 円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
		R6.12.25	【現行時間額】 1時間 1,012 円	
自動車整備業 （自動車分解整備の業務に従事する者に限る。）	自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うものに限る。）を営む使用者	R7.12.23 ※山形県最低賃金が適用されます。	1時間 1,032 円 （山形県最低賃金）	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
		R6.12.25	【現行時間額】 1時間 1,017 円	

（注）「特定（産業別）最低賃金」が適用されない労働者には、「山形県最低賃金」が適用になります。